

平和文化研究 44 集 (2024 年)

## 強制収容所から V.E. フランクルの生還要因

～外国人留学生の異文化適応への示唆を求めて～

廣瀬清人・濱崎大

長崎総合科学大学

長崎平和文化研究所

# 強制収容所から V.E. フランクルの生還要因

～外国人留学生の異文化適応への示唆を求めて～

廣瀬清人<sup>1</sup>・濱崎大<sup>2</sup>

## 概要

本稿では、フランクルの極限状況の事例を以て純粋事例を代理させ、彼の生還の生起の要因を彼が残した記録をもとに検討した。その結果、要因は(1)生存がわからない配偶者の想起 (2)ユーモアの使用 (3)自己と世界の範囲が重なりあわないことであることと結論づけた。この検討をもとに、純粋事例を媒介にして、選択の余地が強く制限されている限界状況に置かれている留学生の異文化適応を論じ、彼らが、社会的アイデンティティを再構築するために、外国語教員の立場から、援助方略を考察した。

## 目次

1. 研究の目的 .....	44
2. 問題の今日的意義 .....	45
3. 強制収容所における V.E. フランクルの体験 .....	46
(1) V.E. フランクル .....	46
(2) 『夜と霧』 .....	46
(3) 強制収容所の移送と体験 .....	47
4. 提言 留学生の異文化適応の可能性を探って .....	49
5. 結論 .....	51

## 1. 研究の目的

V.E. フランクル（以下、フランクル）は、アウシュヴィッツ強制収容所から生還した精神科医と紹介されることが多い。これは、間違いではないが、適切とも言い難い。

本稿は、こういった誤解を招く記述を正し、彼の強

制収容所での体験を『夜と霧（一ドイツ強制収容所の体験記録）』<sup>1)</sup>を中心にして『死と愛—実存分析入門』<sup>2)</sup>『人生があなたを待っている—<夜と霧>を越えて』<sup>3)</sup>『夜と霧の明け渡る日に—未発表書簡、草稿、講演』<sup>4)</sup>、あるいは、河野理子による『フランクル「夜と霧」への旅』<sup>5)</sup>といった先行資料をもとにして、彼の強制収容所から生還した要因を検討する。これは、彼の理

<sup>1</sup> 前長崎総合科学大学教職課程/長崎平和文化研究所。

<sup>2</sup> 長崎総合科学大学共通教育部門。

不尽な体験を議論するのに着目した、従来の読みとは異なる、別の読み方である（これが第一の目的である）。

すなわち、本稿の方法論は、レヴィン<sup>6)</sup>が提唱した「純粋事例(pure case)」を念頭においている。北村(1969)は「純粋事例は、研究対象となる事象を要素に分けるのではなく、そのひとまとまりをなしている事象を他の事象からはっきり区別できるような姿で、とりだせるようつくりあげ、それを研究の対象にして、その生起の条件を明らかにすることを目指すものである。それは複合的事象でも、そのままの水準で、その姿を明確にする方途である。このようにみると、純粋事例は、生起条件を求める限り、極端な事例をもって代理させることができる(p. 6-7)」<sup>7)</sup>。

すなわち、フランクルの、強制収容所における体験は、倫理的に再現不可能な極端な事例で、純粋事例を代理していると、本研究では位置づけている。これによって、彼の生還が生起した条件を模索してみたい。

こういった研究は、心的事象の全貌を明らかにするとはいえないという批判はあるかもしれない。とはいえ、たとえば、先行研究として、イタール<sup>8)</sup>によるオオカミに育てられたヴィクトールの検討をみるとわかるとおり、この方法論を用いた研究は後続研究に対し、能産性をもっている。

さらに、フランクルの事例の向こう側に、選択の余地が強く制限されている、留学生のおかれている状況の類似性をみいだすことによって、彼らの異文化適応の手がかりを得て、本学の教育課程への示唆を得ることを二つ目の目的としている。

## 2. 問題の今日的意義

方法論からみた場合、第二の目的は、一つ目の目的から派生する課題であるが、逆に、第二の課題が、第一の課題に対して、今日的意義を与えることができる。それは、本学で学ぶネパール人留学生の生活が極端な事例から教えられるところが少なくないためである。

留学生の生活は、フランクルのそれほど極端ではない。しかしながら、選択肢がないという意味において、類似した状況下にある。このため、極限状態から生還した要因の検討を通して、彼らに、なにがしかの有益な示唆を与える機会としたい。

グローバル化とカネ、モノ、ヒト…という一般的な出だしから日本における留学生の問題背景をここで記述していく。これは、本学の留学生に関しても、同様な「一般的な」問題が起こっているためである。

2021年3月に名古屋出入国在留管理局でネパール国籍の女性(ウィシュマ・サンダマリさん)に非常に悲しい事件が起こった<sup>9)</sup>。ネパール国籍の留学生は、全国的、特に九州地方に急増している。この大学の別科日本語研修課程でも、2013～2020年までひとりも在籍していなかったが、2021年(15人/26人中)、2022年(8人/20人中)、2023年(19人/32人中)の在籍者がおり、同じような増加傾向がある。このため、ネパール人留学生の問題と関連づけて本稿で論じたい。

急増傾向の背景には、経済的に貧しいネパールの国情と、留学ビザでも「学びながら」就労できる日本の制度とのマッチングがあり、ウィシュマさん事件に表象されるような大きな問題だけではなく、留学生のオーバーワークや語学留学生とは名ばかりの「外国人労働者」の実態が、もはや至る所で起きてしまっている。この意味で本学の留学生においてもその実態は例外ではない。

もちろん種を見て類を知るような議論は避けるべきで、中にはその実態とは裏腹に大きな期待と夢を持って勉学に励む留学生が確実にいる。ここでは、大部分のネパール人留学生に起こっていることにフォーカスし、そして議論すべきことに、かれらにとって日本という国での留学が、自らの選択という状況ではなく、選択肢もないまま非常に過酷な状況に置かれており、そういったかれらのために、どのような可能性を模索してあげられるかということである。

ここで、選択肢のない過酷な状況を論じる理由は、ネパール人留学生の状況と、フランクルのそれに類

似性が認められるからである。ネパール人留学生にとって、日本は数ある選択肢のひとつというわけではない。そして言語の修得が優先順位の最上位を占める学生は少なく、その多くは「出稼ぎ」が目的である。多くの国は外国からの労働者受け入れの際、言語の習熟度も含めた審査を経て入国を認めている。日本も例外ではないのだが、留学ビザにおいては、国によってその考え方は異なる。特に日本では、留学ビザでも規定された時間内であれば就労が認められている。さらに日本の語学学校はかつて、中国や韓国から来た留学生で賑わっていたが、日本経済の低迷、英語圏の国々への魅力の高まり、国家間の関係悪化や相次ぐ震災の影響で減少の一途を辿っており、留学生のリクルートをベトナムやネパールにシフトしている。この制度とさらに日本の語学学校の受け入れ事情とあいまって、ネパール人留学生にとっては、この日本が唯一に近い選択肢となってしまっている。学校への受け入れはウェルカム状態で、学びながら「働ける」唯一の国、日本を目指して多額の借金をしてまで来日し、国への送金、生活費や学費、さらに借金の返済のために昼夜を問わず働いているのである。

### 3. 強制収容所における V.E. フランクルの体験

さて、こういう問題意識をかかえながら、本稿を執筆しているが、論立ての順序として、先に、強制収容所におけるフランクルの体験を論じたい。

#### (1) V.E. フランクル

彼は1905年生まれ、1997年に亡くなった。ウィーン大学医学部を卒業した。1940年には、ウィーンのロートシルト（ロスチャイルド）病院の神経科科長を勤めた。病院名から推測できるように、ユダヤ人による経営母体の病院であった。

彼は2度結婚している。最初の配偶者はティリー・グローサーで（以下、ティリーと表記する）、ベルゲン・ベルゼン強制収容所<sup>註1)</sup>で亡くなった。このため、彼が強制収容所から解放されてから、キャサリンと

再婚した。キャサリンは、本稿には登場しないが、第2次世界大戦後の彼の活躍には欠かせない存在であった。

せっかくの機会なので、フランクルの思想を一言、述べておく。彼はロゴセラピーのファウンダーとして名高い。この心理療法は、みずからの行動や選択から逃れることなく、生きる意味の追求を中核課題にしている。

#### (2) 『夜と霧』

『夜と霧』は、彼の著作のなかで、ひときわ、よく知られている。日本語の訳書も2度出版されている。1度目は、1961年に霜山徳爾、2度目は2002年に池田香代子による訳出である（以下、前者を旧版、また、後者を新版と呼ぶ）。旧版は格調高い訳文である一方、新版は、わかりやすい。ただし、新版は、旧版に掲載されていた生々しい写真が省かれており、この点は惜しまれる。

しかしながら、旧版、あるいは、新版のいずれのテキストを用いても、厳密に読むと、必ずしも、簡単に理解できるわけではない。この理由は、記述が時系列に沿っていないところにある。各収容所に収容されていた日数と『夜と霧』などの記述のページ数に対応関係もない。第一印象ほど、容易に理解できるわけではないのである。

冒頭で述べたとおり、フランクルの強制収容所の体験といえば、ポーランド共和国にあるアウシュヴィッツ強制収容所の体験と思われがちである。これは、旧版の目次に「アウシュヴィッツ到着」、また、新版のそれにも「アウシュヴィッツ駅」という文字が目につくためと考えられる。

アウシュヴィッツ強制収容所は、強制収容所という言葉よりも、絶滅収容所といった言葉の使用が適切なため、彼の体験が、アウシュヴィッツ強制収容所における過酷な体験ととらえても、これが直ちに誤りとはいえないかもしれない。しかしながら、読者に勘違いをもたらせる可能性はある。というのは、ウィーンの住宅からの移送を1回目と数えると、彼は都合4回、移送されているものの、アウシュヴィッツ強

図 ナチス・ドイツによる矯正収容所の主な所在地<sup>10)</sup>



制収容所に収容されていたのは、短く数えると 2 日間、長く数えても 4 日間であったためである。

### (3) 強制収容所の移送と体験

#### (3)-1 強制収容所の移送

フランクルが、ウィーンの住宅を追われたのは、1942 年 9 月であった。これは、ユダヤ人問題の最終的解決を目指したヴァンゼー会議の開催から 8 ヶ月後のことであった。前年の 1941 年は、ナチス・ドイツがソビエト戦争を開始した年の翌年の 1942 年に、フランクルはティリーとテレージエンシュタット収容所へ送致された。この移送が、すべての始まりであった。

新版の地図には、ナチス・ドイツの強制収容所の主な所在地が掲載されている（<図><sup>注2)</sup>。地図にはマウトハウゼン、アウシュビッツ（ビルケナウ）、ソビブル、トレブリンカといった、歴史上、きわめて悪名高い絶滅収容所のある町の名前が書かれている。

ドイツとポーランド共和国に、ほぼ南北に直線的に走っている国境線がみえる。この国境線の南方がチェコスロバキアである（現在は、西側に位置するチェコ共和国と東側にあるチェコスロバキア共和国に分かれている）。地図には描かれていないが、首都のプラハはドイツ国境から南方に 100km くらいの距

離にある。

フランクルが最初に移送されたテレージエンシュタット収容所はプラハの北側—すなわち、ドイツ国境に近づく—のウースチー州にある。現在はテレージーンと呼ばれる自治体に位置する強制収容所であった。当時、この収容所は収容者の終身養護の権利が保障されている、と外国向けには公表されていた。ともかく、フランクルは、昼間であれば、ティリーとの面会が許可されていた。

次に、移送されたのがアウシュヴィッツ強制収容所であった。1944 年 10 月 20 日頃に、ティリーと一緒に到着した。いま、到着という言葉を使ったが、テレージエンシュタットはチェコ共和国にある自治体で、他方、アウシュヴィッツはポーランド共和国の自治体である。隣国とはいえ、国境線を越えている。もちろん、客車を用いた丁寧な移送ではなかった。

アウシュヴィッツ強制収容所に到着した日から間もない 1944 年 10 月 23 日はティリーの 24 歳の誕生日であった（フランクルの年齢は 39 歳）。しかしながら、彼には、もはや、彼女の安否を知る術がなかった。理由は、アウシュヴィッツ強制収容所は、ビルケナウ支所だけでも、300 以上の建物があり、多いときには十万人ものユダヤ人などが収容されていたた



めであった。これ以降、彼がティリーの消息を知ることとは2度となかった。

アウシュヴィッツ強制収容所にいた数日の間、ともかく、彼が（ティリーも）生命を奪われることはなかった。その後、彼は、ドイツ南部のダッハウ強制収容所のカウフェリング第3収容所へ、さらに、その後、テュルクハイム病院収容所に移送され、終戦を迎えた。

### (3)-2 強制収容所の体験

強制収容所で、 فرانクルが、どのような体験をしたのかを、本稿では、詳しく記述しない。それを明らかにすることが目的ではないためである。ただし、数多く残されている、彼の著作を読むと、どれほど高い生命の危険と隣り合わせの過酷な日常であったのかは、すぐにわかる。もちろん、ダッハウ強制収容所が安全という意味ではない。

いくつか書き残しておきたいことはある。住食衣のいずれの面も、人間的な尊厳とは無縁の生活を余儀なくされていた事実であった。たとえば、住についていえば、トイレには備えつけの紙がなく、1人あたりの使用時間は厳しく制限され、著しく不衛生であった。また、食についていえば、一日に与えられる食事の量と質は「水としか言えないスープと、人を馬鹿にしたちっぽけなパン、この他には20グラムの代用マーガリン、粗悪なソーセージひとかけら(p. 48)」<sup>11)</sup>で、これが一日の食事のすべてであった。

地理的な条件についても述べておく。ポーランド共和国からチェコ共和国の緯度は北緯50度より北側である。他方、わが国の最北である宗谷岬の緯度は北緯45度くらいである。実際、フランクルは、零下20℃の厳寒で配管工の埋設作業を命じられた体験を記述している。この緯度は、大雑把にいうと、稚内市より500km北側である（長崎市は北緯32度くらい）。

こういったことを勘案すると、フランクルが生還できたのは、文字どおり、奇跡といわざるを得ない。

### (4) 強制収容所からの生還した3つの要因

彼が強制収容所から生還した要因のうち、もっと

も大きな要因は、僥倖と呼ぶことが適当な、コントロールできない要因であったのかもしれない。しかしながら、本稿で、このことを論じても生産性がない。そこで、本稿では、心理学者が、フランクルの記録を読んでみえた、心理的要因をとりあげる。「愛する人の想起」「ユーモアのセンス」「自己と世界の範囲が完全に重なりあわないこと」の3つを順に検討したい。

#### 【1つ目の要因：生存が不明な配偶者の想起】

主体が望まない、拘束性が非常に強い過酷な状況から、意志にもとづく主体的な行動によって逃れられない場合、愛する人（ティリー）を想起することで、適応に向かおうとする方略は適切である。しかしながら、自然に考えれば、愛する人の想起は、愛する人が生存しており、拘束状況が解除されれば、再会できることが前提になっているのではないだろうか。

対照的に、フランクルが『夜と霧』で強調しているのは「愛する妻がまだ生きているのか、あるいはもう生きていないのか、まるで分からなかった。知る術がなかった。だが、そんなことは、この瞬間、なぜか、どうでもよかった。愛する妻が生きているのか死んでいるのかは、わからなくてもまったくどうでもいい(p. 63)」<sup>12)</sup>であった。主体が望まない、非常に強く拘束されている過酷な状況である強制（絶滅）収容所において、彼は、解放後に貫かれるか否かがわからない想起を方略に用いたのであった。

彼は、カトリック、あるいは、プロテスタントの信徒ではなかった。このため、彼の生還の直接の要因とはいえないのだが、多くの被収容者の生存に貢献した要因として、宗教への関心の高まりが触れられていたことも、併せて指摘したい。

ただし、神を直接、見たり、触ったりした人は誰もいない事実から説明すると、フランクルの方略は、ほかの被収容者が宗教への関心の高めた方略と類似しているのではないだろうか。

#### 【2つ目の要因：ユーモアの意志】

フランクルは、ユーモアへの意志を、生きるためのまやかしと言った。名前が明らかにされていない強制収容所の仲間と、戦争が終わって解放されてから、

ある友人の家に夕食に招かれ、スープが給仕される状況をイメージして、そのときに「スープを底の方からお願いします」と述べるユーモアが記述されている。このユーモアは強制収容所の食事の際の事実であり、これをユーモアとして使用した方略であった。痛々しいイメージの喚起である。

確かに、ユーモアの使用はまやかしかもしれないが、この方略を用いることが、適応に向かう要因の1つであることは間違いない。

【3つ目の要因：自己と世界の範囲が完全に重なりあわないこと】

1945年2月の、ある有名な作曲家兼台本作家の強制収容所での夢見の体験があげられている。この人物は、夢のなかで「私にとっての戦いは、いつ、終わるか知りたい」と尋ねると「5月30日」と告げられたのだという。しかしながら、現実には、5月中には、解放される見込みはなくなってしまった。この作曲家兼台本作家は「5月29日に、突然、高熱を発して倒れ、30日に重篤な譫妄状態に陥り、31日に死んだ(p.127)」<sup>13)</sup>でしまった。

これはユーモアの使用の正反対の方略とある。主体が望まない、非常に拘束性の強い過酷な強制収容所において、主観的な願望が、そこから距離をおいた客観的な事実を凌駕する場合は起こりうる。この事例の場合、自己と世界の範囲が完全に重なりあい、懐疑が入りこむ余地がなかったということである。

こういった条件の下で、自己と世界の重なり合いが破綻したことによって、有名な作曲家兼台本作家が、これ以上、生存できなくなってしまったのであった。したがって、この結論の補集合を以て、強制収容所からの生還の要因と考えることができる。

実際には、2つ目のユーモアの意志と3つ目の懐疑の精神は、いわば、コインの表と裏の関係といえるのかもしれない。

#### 4. 提言 留学生の異文化適応の可能性を探る

ここでは極端な事例として位置づけられるフランクルが生還した要因から純粹事例として、本学における多くのネパール人留学生が置かれている状況が、選択の余地が強く制限されているという点で類似しているため、その生還要因と照らし合わせて、かれらの異文化適応の可能性を探り、外国語教育の教員の立場でポジティブな示唆を与えることができるよう考察したい。まずかれらに対して、学業を第一優先とせず、「出稼ぎ」を目的としていることに対して否定的な提言をするつもりはない。先に論じたように、それは国の経済的な事情など外的な要因が非常に強く働いているからである。また、「国際化」の止められない波の中で、日本においても受け入れの制度や雇用の問題などさまざまな問題がある。こういった問題を語らずして、かれらに対して可能性を広げることが提言とすることもナンセンスである。これまで3つの生還要因を論じてきたが、これから論じる内容において、1つ目の要因をベースにしたところから提言することが本稿の核になるため、先に2つ目と3つ目の生還要因から異文化適応の可能性を考察し、最後の提言を1つ目の要因から行いたい。多くのネパール人留学生が、日本での留学を成功させて欲しいという願いからである。

2つ目の要因であるユーモアは、仕事や勉強には欠かせない。どちらも非常に骨の折れる作業であり、人間の本質を作ることにおいては仕事も勉強であり、勉強も仕事なのである。この2項は一体であり、日本語の学びには何もないと切り分けて考えて仕事だけに打ち込めば、何かが欠けていく。しかしながら、一般的に考えるとその両立は非常に困難で、しかも異国の地でということになればなおさらであろう。フランクルの生還要因が示すように、ユーモアはそう言った負担を軽減してくれる。さらに言語を中心に考えると、菅野は、「外国語によるユーモアを理解するには、言語や文化の違いが障壁になり確かに難

しいが、そのユーモアを受信できる相手を必要とするのは、同じ文化圏内にあっても同様である(p. 185)<sup>14)</sup>と述べている。つまり、難しいことではあるのだが、ユーモアは文化の違いの理解や、その受信できる相手を求めることができるのである。異国においては母語で仕事をするのは難しく、同僚や顧客とのコミュニケーションは大変であろう。しかし、ユーモアを持つことで、時にはそう言った現実世界に直面することから逃避することは間違いではないと言える。さらに言語の部分で考えると異文化世界においては、その適応力を増長させていく効果があるわけである。

仕事を主に考える留学生の主体世界が、勉強を主とみなされてしまう現実世界の体験範囲と重なってしまう場合、フランクルの3つ目の生還要因から理解できることは、本来の目的を失うことである。フランクルの場合は、「生存」であったが、勉強が最優先ではない状態で来日してきたネパール人留学生に対して、その目的を変えろという提言はできない。どんな人間でも、制度を無視した形を気持ちの上で収めて生活することはできず、異国の地に身をおく人間であれば、なおさらその地の制度に準じようとする心情はあるはずである。そのような留学の制度を利用して来たという心情を持ちながら、仕事に打ち込むことは健康的であるとは言えない。フランクルの生還要因から学べるように、懐疑的な精神を持つことである。ただし、現実世界にあることは十分に理解した上で、その精神を持つべきである。その現実世界にあることというのは、オーバーワークや学校での学習態度(出席など)が悪いと在留資格が延長されず、日本にとどまることはできない。つまり、日本に本来の目的のために長く留まるのであれば、仕事と勉強を両立させることしかない。規定よりはるかに超過した時間の労働で疲弊した脳で勉強に勤しむことは難しく、勉強をしないまま仕事に打ち込めば、強制送還という勉強よりも「主体が望まない」状況に陥ってしまう。どちらにおいても制度や規定を守り両立を果たすことが必要で、その両立には懐疑の精神を持

つことも大切なことなのである。

最後に本稿の核となる議論になる1つ目の要因としてあげられている宗教への関心を高めた方略と類似している点について考察する。他の被収容者が高めた神への、またフランクルにおいては存在が保証されていない妻に対する信仰は、「目に見えぬとも人に強く働くもの」として換言できる。強制収容所において被収容者たちには名前はなく番号で呼ばれ過酷な労働、生活環境の中で自己を保つことは困難だったはずである。こういった「過酷な」環境は、渡航先の選択肢は限られ、多額の借金をして入国をしてしまい勉強よりも労働に重点をおかなければならない多くのネパール人留学生にも当てはめて考えることができる。かれらの宗教や母国の家族に対する信仰も異国で適応するためには重要な要素になり得るが、ここでは「目に見えぬとも働くもの」として、第二言語として日本語の修得から得るアイデンティティの確立を提言する。「出稼ぎ」であろうと、「留学」であろうと、目的がいかなるものであっても、異国で生活を営む以上、ネパール人としてのアイデンティティを保つ重要性は無視できない。<sup>注4)</sup>特に異国では社会的なアイデンティティの確立という自己規定が重要になる。言語や社会から行われる位置づけは自己を規定する上で最たる要因で、日本で「母語」を維持していくことだけではなく、社会から行われる位置づけ(社会からの認知、受け入れ)を確立するためには、日本語の修得や、それを目指す姿勢は非常に重要な点になる。クリスタルが指摘しているように単一言語使用は既に世界の主流から外れた現象になっており、個人にとっても社会にとっても2言語、多言語を使用するほうが多いと推定している<sup>15)</sup>。また、クックは異なる言語の話者が接していけば、当事者は他の人間の関係において自分が何者であるかについての考え方をさえざるを得なくなるかもしれないことをあげ、「階級やジェンダー、民族などの分類だけでなく、「移民」「移住者」「国籍離脱者」などの分類も検討することになることを指摘し、アイデンティティを維持・構築する上での政治的・個人的意識の高ま



りと同時に、新たな分類が検討されるような社会的な関心も大きくなっている(p. 73)<sup>16)</sup>と論じている。つまり、言語とアイデンティティ、そして社会の関心の高まりは、異言語話者間の共生や多言語に関する関心、そして受け入れの問題と関わってくるのである。これまでのネパール人留学生の日本語学習に対する姿勢を調査した先行研究を参考にしても、本学における多くの留学生の姿勢を鑑みても、この先かれらにとってポジティブな社会的認知を生むような傾向ができることは予測として難しい。なぜなら、それは現時点でかれらに対する社会的認知が、学業を目的として来た「留学生」というところに届いていないことから由来している。異国で生活する上で、このアイデンティティの問題は自己を保つだけでなく、社会から新たに分類され、そして認知されるようになるため、今の、これからのネパール人留学生には、母語の維持と日本語の修得、またそれに対する姿勢を重視して欲しい。それが、異文化適応のポジティブな可能性につながり、かれらにとっても、日本社会にとっても Win-Win につながると信じている（無論、日本社会もこのような留学生たちに対して、寛容な社会になるべきで、そのための制度整備やかれらに対する認識の問題から目を背けてはいけない）。

## 5. 結論

本稿の1つ目の目的は、選択肢のない過酷な状況から、フランクルが生還した要因を、残された記録から明らかにすることであった。彼に関する記録を心理学の立場から探ってみると、3つの結論を導くことができた。

1つ目の結論は、愛する人（配偶者）の想起であった。このとき、重要なことは、現実世界に、愛する人の物理的な存在が保証されていないとしても、経験世界において、彼女の想起が、フランクルの生存の可能性を高める要因となっていたことである。2つのそれは、ユーモアの使用であった。これは、現実世界に変化を少しも、もたらさないという意味において、まや

かしといえはいえるかもしれない。しかしながら、主観的世界が、現実世界の適応に影響を与えたのであった。3つ目の結論は、2つ目のそれと非常に類似した機能であった。それは、主観的世界と、現実世界で起きている体験の範囲が完全に重ね合わせないことで、そこに隙間をつくる、懐疑の精神が生存を可能にしたのであった。

次に、これら3つの結論を、本学の教育課程の振り返りに結びつけて、外国語教育の立場から結論を導きたい。

フランクルの生還要因では、1) 自己を保ち、2) 厳しい現実世界をユーモアで乗り切ること、3) 厳しい現実世界から自己の世界との距離をおくことがあげられた。今ネパールから来日している多くの留学生は「留学生」として日本社会に認識されにくいものとなっている。それはかれらを取り巻く世界に影響されることもあるが、制度を悪用しているかのように見られてしまうかれら自身の行動や姿勢によるものもある。異国で自らの言語、文化や生活を遵守し、異なる文化圏に順応して目的を達成するためには、母国と異国、両方の文化を深く理解する必要がある。フランクルの生存、1つ目の結論と関係付けて提言した日本語修得に向き合う異国でのアイデンティティ確立は、社会的な自己を規定する上で、また日本社会からポジティブな認識を得る上で重要であることを論じた。二つ目では、異国で仕事をこなしていく上で母国語を使えない負担をユーモアで軽減する可能性があること、そしてその外国語のユーモア理解には異文化適応に効果があることを論じた。そして最後に、留学という制度で日本に留まる上で、自己の世界と現実世界に距離をおくことは目的意識を守る上では重要なことであることを論じ、その意識とは別に目的達成のためには、制度の範囲から逸脱してはいけないことを提言した。

本稿では、昨今本学で急増しているネパール人留学生が抱える問題を解決するために、レヴィンの純粹事例を念頭において、フランクルの極端な事例から考察した生還要因と外国語教育と照らせ合わせな

がら、おかれた異国での働き先や学校、そしてひいては社会の環境にポジティブな姿勢をとれるよう、また社会にポジティブな印象を与えることができるような提言をおこなってきた。問題解決に至るには、制度や認識の問題解決など、かれらの手には負えない社会的な側面からの様々なアプローチも必須ではあるが、同時に自らの問題解決意識も共生には重要な部分である。今後も日本とネパールとの交流は続き、そして深まるはずである。本学とネパールからくる留学生の問題という日本全体から見ると小規模な事象からではあるが、ここからまず両国の関係やそれぞれの問題意識の改善につながるよう、今後も研究を継続したい。

## 注

1. ベルゲン・ベルゼン強制収容所はベルリンの東側に位置している。アンネ・フランクが亡くなった強制収容所として知られている。
2. 新版『夜と霧』巻頭ページに掲載されている地図である。
3. アイデンティティについては、ベーシックな部分でしか触れていない。興味がある読者は、たとえば『社会心理学』などを参照して欲しい。

## 文献

- 1) Frankl, V.E. (1947). *Ein Psycholog erlebt das Konzentrationslager: Österreichische Dokumente zur Zeitgeschichte I*. Wein: Verlag für Jugend und Volk.  
(フランク, V.E. 霜山徳爾 (訳) (1961). 夜と霧—ドイツ強制収容所の体験記録— みすず書房 [旧版]/ 池田香代子 (訳) (2002). 夜と霧 みすず書房 [新版])
- 2) Frankl, V.E. (1946). *Aerztliche Seelsorge*. Wein: Franz Deuticke.  
(フランク, V.E. 霜山徳爾 (訳) (1957). 死と愛—実存分析入門— みすず書房)
- 3) Klingberg, H. Jr. (2001). *When Life Calls Out to Us: The*

*Love and Lifework of Victor and Elly Frankl*. New York: Doubleday.

(ハドン・クリングバーグ, Jr. 赤坂桃子 (訳)

(2006). 人生があなたを待っている—<夜と霧>を越えて— みすず書房)

- 4) Frankl, V.E. (2015). *Es Kommt der Tag, da bist du frei*. München: Kösel Verlag.  
(フランク, V.E. 赤坂桃子 (訳) (2019). 夜と霧の明け渡る日に— 未発表書簡、草稿、講演— 新教出版社)
- 5) 河原理子 (2012). フランク『夜と霧』への旅 平凡社
- 6) Lewin, K. (1935). *A Dynamic Theory of Personality: Selected Papers*. New York: McGraw-Hill.  
(レヴィン, K. 相良守次・小川隆 (訳) (1957). パーソナリティの力学説 岩波書店)
- 7) 北村晴朗 (1969). 心理学における研究法の基礎的諸問題 北村晴朗・安倍淳吉・黒田正典 (編) 心理学研究法 (pp.3-20) 誠信書房
- 8) Itard, J.M.G. (1965). *Victor das Wildkind vom Aveyron*. Zürich: Stuttgart Rotapfel-Verlag.  
(イタル, J.M.G. 中野善達・松田清 (訳) (1978). 新訳 アヴェロンの野生児— ヴィクトールの発達と教育— 福村出版)
- 9) 荒ちひろ (2021). 「安全な国だから」送り出した母 娘はなぜ入管で死亡. 朝日新聞デジタル. retrieved July 17 from [https://www.asahi.com/articles/ASP4J5SHTP4JUHBI00Q.html?iref=pc\\_ss\\_date\\_article](https://www.asahi.com/articles/ASP4J5SHTP4JUHBI00Q.html?iref=pc_ss_date_article)
- 10) 地図の情報に関する書誌情報
- 11) *op cit.*, Frankl (1947 池田訳 2002)
- 12) *op cit.*, Frankl (1947 池田訳 2002)
- 13) *op cit.*, Frankl (1947 池田訳 2002)
- 14) 菅野ゆりか (2011). 外国語学習とユーモア理解 大阪学院大学紀要, 8 181-199
- 15) Crystal, D. (1997). *The Cambridge Encyclopedia of Language (2<sup>nd</sup> ed.)* New York: Cambridge University Press.

- 16) Cook, Guy. (2010) *Translation in Language Teaching*.  
(クック, ガイ. 斎藤兆史・北和丈 (訳)  
(2012). 英語教育と「訳」の効用 研究社)

### 参考資料

- 池田謙一・唐沢穰・工藤恵理子・村本由紀子 (2010).  
社会心理学 有斐閣
- 岩切朋彦 (2015). 日本語学校におけるネパール人学生  
の様相とその諸問題 —福岡県 A 校に通うネ  
パール人学生へのライフストーリーインタビュー  
から— 西南学院大学大学院国際文化研究論  
集, 9, 79-112
- 岩切朋彦 (2017). 「働く留学生」をめぐる諸問題につ  
いての考察(1) —グローバルな移民現象として  
のネパール人留学生— 鹿児島女子短期大学紀  
要, 53, 15-24
- 佐藤由利子(2016). ベトナム人、ネパール人留学生の  
特徴と増加の背景—リクルートと受け入れにあ  
たっての留意点— 留学交流, 63, 12-23, 独立行政  
法人日本学生支援機構
- 柳基憲 (2017). ネパール人留学生の実態に関する研  
究—福岡で学ぶ留学生を対象として— 都市政策  
研究, 18, 113-126, 福岡アジア都市研究所